

雪害に係る支援事業

令和6年から7年の大雪による、果樹産地の被害復旧に向け、国の支援策が示されましたので、希望される方はお申込みください。

なお、申請にあたっては、農林課が発行する「被害証明書」が必要になりますので、被害樹の写真を持参のうえ、併せて手続きをお願いします。

1 主な支援の内容（対象期間：令和9年春植え＜計画分＞）

- ①同一品種への改植、一本単位の改植 17万円/10a（普通樹、もも、ぶどう）、33万円/10a（わい化）
- ②改植に伴う幼木の管理の取組に必要な経費（未収益期間の支援） 22万円/10a
- ③被災樹体を活用しながらの漸進更新※ 15万円/10a（普通樹、もも、ぶどう）、32万円/10a（わい化）

※被災樹を残しつつ、補植を進める手法

【事業活用のイメージ】

（例）普通樹で改植する面積が5.4aの場合（樹間6m×6m×15本=540㎡）

○改植支援分 定額17万円/10a以内 →5.4aだと91,800円…①

○未収益分（4年間） 定額22万円/10a以内 →5.4aだと118,800円…② ⇒①と②を合わせて210,600円の支援が受けられます。

【補助対象経費】

伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌土層改良費、苗木代、植栽費、支柱費等の経費

2 支援の要件

- ①認定農業者または樹園地面積が50a以上の農業者で実施面積の合計が概ね2a以上あること
- ②果樹共済又は収入保険に加入しているか、今後加入する意向が確認されること
- ③令和6年から7年の大雪による被害を受けたことを証明できること（被害樹の写真により確認します）

3 必要書類

- ①大雪対応産地緊急支援事業申込書
- ②実施園地植栽図（任意様式も可）
- ③平川市農産物等被害証明書交付申請書
- ④被害樹の写真

※碓ヶ関地区については、必要書類が異なります。

4 申込先

平川市農林課生産振興係（本庁舎3階）

碓ヶ関地区についてはJA つがる弘前へ申請前にご相談ください。TEL 0172-48-2188（大鰐支店）

5 申込期限

令和8年5月8日（金）

●問合せ先

（1）事業内容関係 JA 津軽みらい平賀グリーンセンター TEL 0172-44-8490

JA 津軽みらい尾上グリーンセンター TEL 0172-57-2323

（2）申込み関係 平川市農林課生産振興係 TEL 0172-55-5718（直通）